

記者発表（資料配布） 本紙を含めA4：2枚			
月／日（曜日）	担当部課名	電話番号	発表者名 （担当者名）
令和2年5月19日（火） 午後3時00分	税務課 町税対策室	0790-82-0662	

件名：固定資産税の住宅用地特例の適用漏れについて

住宅用家屋の敷地（住宅用地）には、その面積によって税負担を軽減する住宅用地の課税標準の特例措置がありますが、一部に特例を適用していない事例があり、固定資産税及び国民健康保険税を過大に徴収していることが判明しました。

対象となる方々に対して速やかにご説明の上、お詫びするとともに、過大徴収した税については経過利息を含め返還します。

町民の皆さまの信頼を損ねることになりましたことを、深くお詫び申し上げます。

1. 概要

住宅用地 91 筆（納税義務者 48 名）において、固定資産税の算定誤りがあり、固定資産税及び国民健康保険税を過大に徴収していたものです。

2. 内容

対象者数及び返還額

	固定資産税	国民健康保険税
期 間	平成 23 年度～令和 2 年度	平成 23 年度～令和 2 年度
対 象 者	48 名（91 筆）	17 名
金 額	返還額 8,072,500 円 〔本税 6,867,500 円 加算金 1,205,000 円 ※経過利息（見込み）	返還額 646,800 円 〔本税 558,500 円 加算金 88,300 円 ※経過利息（見込み）

3. 原因

① 敷地の認定不備(所在地の認定誤り)

現況の居住用家屋の敷地ではなく、別の土地(以前の居住地等)で特例を適用している。(12件)

② 住宅の認定漏れ(建設時からの入力漏れ)

家屋の建設時に申告書の提出がなく、住宅用地の特例が適用されていない。その他、用地購入後の家屋の建築が後年となったため非住宅のままになっていたケース等で適用が漏れている。(26件)

③ 住宅の認定不備(居住開始の把握漏れ)

家屋の管理状況、所有状況から住宅と認められず、非住宅としていた用地に、Uターン、移住等で新たに居住開始した際に、申告書が提出されず、町も把握できていないために適用がされていない。(10件)

4. 今後の対応

① 法令に基づき最大10年間遡って返還します。

② 対象の方には速やかに謝罪文とともに詳細を個別に連絡します。

③ 最終的な還付金額が確定次第、速やかに還付の事務手続きを進めます。

5. 再発防止について

今回の事態を厳粛に受け止め、今後、電算システムマニュアルの見直し、入力内容を複数人でチェックする体制を確立します。

また、事務引き継ぎの徹底と法改正内容・適用の精査、適正な運用に務め、職員の法令・条例順守の徹底を図り、このようなことが二度とないよう、再発の防止に全力で取り組んでまいります。

(参考)

【住宅用地の特例(地方税法第349条の3の2)】

・住宅用地(専用住宅、併用住宅の敷地)の固定資産税の課税標準は、本来の課税標準となるべき価格の3分の1とする。

・住宅用地のうち、小規模住宅用地(200㎡以内)の固定資産税の課税標準は、本来の課税標準となるべき価格の6分の1とする。